

仕様書

1. 品名 プレゼンテーションパネル 外7点買入

2. 内訳

	品名	メーカー・規格・寸法	数量	単位	備考
1	プレゼンテーションパネル	サイズ：A1判 1梱包 10枚入 外寸：610×910×5mm、質量：340g、材質：パネル本体＝発泡ポリスチレン・フィルム＝OPP、色：ブラック、仕様：パネル本体に弱粘着剤付	1	梱包	
2	粘着タブ	Sサイズ (16×46mm) 耐荷重：約0.4kg、1パック80枚入	1	パック	
3	粘着タブ	Mサイズ (16×70mm) 耐荷重：約1kg、1パック60枚入	1	パック	
4	工作用透明プラ板	厚さ：0.2mm B4サイズ、材質：ポリスチレン、色：透明色	10	枚	
5	レジ袋	規格：20号 外寸（縦×横）：430×215mm、マチ幅：125mm、材質：高密度ポリエチレン+GPE（グリーンポリエチレン）、1パック100枚入、植物由来原料25%配合	2	パック	
6	使い切り手袋	厚み：0.025mm 材質：ポリエチレン サイズ：S サイズ 全長：約275mm 中指長さ：約73mm 1箱：100枚入 食品衛生法に基づく、食品・添加物等の基準に適合	1	箱	
7	使い切り手袋	厚み：0.025mm 材質：ポリエチレン サイズ：M サイズ 全長：約275mm 中指長さ：約82mm 1箱：100枚入 食品衛生法に基づく、食品・添加物等の基準に適合	1	箱	
8	カラーペーパー	サイズ：A4 色：うぐいす 中性紙 1箱2500枚 (500枚×5冊)	1	箱	

3. 納期 令和7年6月13日（金）

4. 納入場所 福島区大開1丁目8番1号
大阪市福島区役所 保健福祉課（健康推進）

5. その他

- ・品名はあくまで参考とする。
- ・同等品以上で納品する場合は、比較見積書提出前に福島区役所保健福祉課（健康推進）までサンプル品（カタログ可）を提示し、了承を得たものに限る。

- ・本仕様書に疑義があるときは、比較見積書提出前に福島区役所保健福祉課（健康推進）疋田（電話 06-6464-9882）まで問い合わせること。
- ・契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。
- ・搬入に際しては細心の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。
- ・大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。
- ・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日等の閉庁日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること
- ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること
- ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと
- ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと
- ・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注〕「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。
なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。
- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること